

第 8 4 号議案

豊川市児童発達相談センター条例の制定について
豊川市児童発達相談センター条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市児童発達相談センター条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 の規定に基づき、豊川市児童発達相談センター（以下「センター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 心身の発達に支援が必要な児童の福祉の向上を図るため、センターを豊川市御津町広石枋ケ坪 8 8 番地に設置する。

(職員)

第 3 条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(事業)

第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童発達支援（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援をいう。以下同じ。）に関する事。
- (2) 障害児相談支援（法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）に関する事。
- (3) 計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 8 項に規定する計画相談支援をいう。以下同じ。）に関する事。
- (4) 基本相談支援（障害者総合支援法第 5 条第 1 9 項に規定する基本相談支援をいう。以下同じ。）に関する事。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(対象者)

第5条 センターが行う事業について便宜の供与を受けることができる者は、豊川市に住所を有する者であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 児童発達支援に関する事業 法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児（法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）であって、小学校就学の始期に達するまでのもの
- (2) 障害児相談支援に関する事業 法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援対象保護者（法第21条の5の13第2項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者を含む。）
- (3) 計画相談支援に関する事業 障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等である障害児の保護者
- (4) 基本相談支援に関する事業 障害児及びその保護者並びに障害児の介護を行う者
- (5) 前条第5号に掲げる事業 市長が適当と認める者
(利用時間)

第6条 センターの利用時間は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 児童発達支援に関する事業 午前9時から午後3時30分まで
- (2) 前号以外の事業 午前8時30分から午後5時15分まで
(休業日等)

第7条 センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更し、センターの全部若しくは一部を臨時に休業し、又は開業することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（

前号に掲げる日を除く。)

(便宜の供与の承諾)

第8条 センターにおいて児童発達支援を受けようとする障害児の保護者及び障害児相談支援又は計画相談支援を受けようとする者は、市長の承諾を得なければならない。その承諾を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承諾に条件を付けることができる。

(便宜の供与の不承諾)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターにおける便宜の供与を承諾しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、便宜を供与することが適当でないとき。

(利用者の義務)

第10条 センターにおいて便宜の供与を受ける者（以下「利用者」という。）は、その便宜の供与に際しては、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに市長の指示に従う義務を負うものとする。

2 第8条第1項の承諾を得た者（以下「承諾利用者」という。）は、センターにおける便宜の供与に際しては、前項に規定する義務のほか、同条第2項の規定により承諾に付けられた条件に従う義務を負うものとする。

(承諾の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、便宜の供与の承諾を取り消し、又は便宜の供与を中止することができる。

- (1) 便宜の供与の申込みに偽りがあったとき。
- (2) 第9条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (3) 承諾利用者が前条の規定に違反したとき。
- (4) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が発生したとき。
- (5) 公共の福祉のためやむを得ない事由があるとき。

2 前項第1号から第3号までの規定のいずれかに該当し、市長が便宜の供与の承諾を取り消し、又は便宜の供与を中止した場合において承諾利用者に損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第12条 児童発達支援に係るセンターの使用料は、その便宜の供与につき、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援に要した費用（同項に規定する通所特定費用を除く。）の額から、同条第2項の規定により支給される障害児通所給付費を控除した額とする。

2 使用料は、市長が指定する日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認める者については、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 利用者は、センターの施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、児童発達支援に関する部分は、同年6月1日から施行する。

2 便宜の供与の承諾及び不承諾、承諾の取消し、使用料の減免並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても第8条、第9条、第11条第1項及び第13条の規定の例により行うことができる。

理 由

この案を提出するのは、心身の発達に支援が必要な児童の福祉の向上を図るため、豊川市児童発達相談センターを設置する必要があるからである。

参考資料 豊川市児童発達相談センター位置図

$$S = \frac{1}{2,500}$$

